

入 札 公 告(ぐんま電子共同入札システムによる)

交 通 信 号 機 改 良 工 事 について、下記のとおり一般競争入札(事後審査方式)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

なお、本案件は、地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせる一般競争入札において、入札参加資格の審査を開札後に行う競争入札です。

令和 8 年 8 月 21 日

群馬県警察本部長 丸山 潤

記

1 担当部局

〒371-8580 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係
電話 (027)243-0110(内線2214~2216)

2 工事概要等

- (1) 工 事 名 交通信号機改良工事 (対照番号 1224 号)
- (2) 工 事 場 所 高崎市矢中町317-19ほか9箇所
- (3) 工 事 概 要 制御機の更新及び信号柱建替等
- (4) 工 期 約4ヶ月間(令和 8 年 9 月 11 日~令和 9 年 1 月 15 日)

3 入札参加形態

単体による参加

4 入札参加資格

この公告の工事の入札に参加できる者は、群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)第10条に規定する建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、入札の公告の日から開札の日までの期間にわたり、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 群馬県財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- (3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に規定する指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた建設業者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた建設業者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(入札説明書参照)。
- (6) 群馬県内に、建設業法に基づき設置された本店、支店又は営業所があること。
- (7) 群馬県の令和8・9年度建設工事入札参加資格者名簿で、電気工事の格付けがA等級

の者であること。

- (8) 過去**10**年間に、この公告の工事と同種の工事についての施工実績(施工中の物件を除く。)がある者であること。
- (9) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者(二級電気工事施工管理技士又は第二種電気工事士等)で資格者証の交付を受けており、かつ、同種の工事の工事経験があり、申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者を配置できること。

5 入札説明書の配布期間及び方法

- (1) 配布期間 令和 8 年 8 月 21 日(金)～令和 8 年 8 月 31 日(月)までの毎日
- (2) 配布方法 ぐんま電子入札共同システムによる。

URL:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

上記による入手が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期間及び方法

- (1) 提出期間 令和 8 年 8 月 21 日(金)午前 9 時から
令和 8 年 8 月 31 日(月)午後 4 時までの間
毎日(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。)
- (2) 提出方法 ぐんま電子共同入札システムによる。

上記による提出が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

7 入札手続

- (1) 入札開始日時 令和 8 年 9 月 2 日(水)午前 9 時
- (2) 入札書提出締切日時 令和 8 年 9 月 4 日(金)午後 4 時
- (3) 内訳書開封予定日時 令和 8 年 9 月 4 日(金)午後 4 時 01 分から
- (4) 開札予定日時 令和 8 年 9 月 7 日(月)午前 9 時 00 分から
- (5) 競争入札の方法 ぐんま電子入札共同システムによる入札

8 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) ぐんま電子入札共同システムは、土・日・祝日・年末年始(令和8年12月29日～令和9年1月3日)は稼働しない。また、群馬県警察本部も同期間は閉庁となるため留意すること。

入 札 説 明 書

群馬県警察本部交通部交通規制課 交 通 信 号 機 改 良 工 事に係る工事入札
公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和 8 年 8 月 21 日 (金)

2 契 約 者 群馬県警察本部長 丸 山 潤

3 担当部局

〒371-8580 群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係
電話 (027)243-0110(内線2214~2216)

4 工事内容等

- (1) 工 事 名 交通信号機改良工事 (対照番号 1224 号)
- (2) 工 事 場 所 高崎市矢中町317-19 ほか 9箇所
- (3) 工 事 内 容 別冊図面及び仕様書のとおり
- (4) 工 期 約4ヶ月間 (令和 8 年 9 月 11 日~令和 9 年 1 月 15 日)

5 入札参加形態

単体による参加

6 条件付き一般競争入札(事後審査方式)に参加する者に必要な資格

この公告の工事の入札に参加できる者は、群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)第10条に規定する建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者のうち、入札の公告の日から開札の日までの期間にわたり、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- | |
|---|
| (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。 |
| (2) 群馬県財務規則第170条第2項の規定に基づく県の入札参加制限を受けていない者であること。 |
| (3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。 |
| (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、再生手続開始決定を受けている者については、手続開始決定後、資格者名簿に登載された者であること。 |
| (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第7条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合は除く。
ア 親会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 |

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社的一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 群馬県内に、建設業法に基づき設置された本店、支店又は営業所があること。

(7) 群馬県の令和8・9年度建設工事入札参加資格者名簿で、電気工事の格付けがA等級の者であること。

(8) 過去10年間に、この公告の工事と同種の工事についての施工実績(施工中の物件を除く。)がある者であること。

(9) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者(二級電気工事施工管理技士又は第二種電気工事士等)で資格者証の交付を受けており、かつ、同種の工事の工事経験があり、申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者を配置できること。

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

(1) この公告の工事の競争入札の参加希望者は、次に従い、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)と6に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を提出しなければならない。

なお、申請期限日までに申請書及び資料を提出しない者は、この公告の競争入札に参加することができない。

また、ぐんま電子入札共同システムにより、競争入札参加資格確認通知書が発行されるので、これをもって申請書及び資料は受理されたものとする。ただし、「理由又は条件」欄に以下のとおり表示されており、本通知により入札参加資格が認定されたものではない。

【事後審査の為、暫定的に資格「有」にて発行します。】

① 提出期間 令和 8 年 8 月 21 日 (金) 午前 9 時から
令和 8 年 8 月 31 日 (月) 午後 4 時までの間
毎日(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

② 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる。
URL: <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>
上記による提出が不可能な者は、発注者と協議するものとする。

(2) 提出する書類は、次のとおりとする。

- | |
|-----------------------------|
| ① 入札参加資格確認申請書(別記様式1) |
| ② 同種の工事の施工実績(別記様式2) |
| ③ 監理(主任)技術者等の資格・工事経験(別記様式3) |
| ④ 経営規模等評価結果通知書の写し |
| ⑤ ②、③を補足する資料 |

(3) 提出する書類は、次のとおり作成すること。

なお、同種の工事の施工実績及び配置予定技術者の同種の工事の工事経験については、平成28年度以降に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績

6(8)に掲げる資格があることを確認できる同種の工事の施工実績を、別記様式2に記載すること。この場合記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定技術者

6(9)に掲げる資格があることを確認できる配置予定技術者の資格、同種の工事の工事経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載すること。この場合記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況を記載することもできる。

③ 契約書の写し

①及び②において別記様式2及び3に記載すべき工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、当該工事の契約書の写しを提出する必要はなく、CORINSにより出力した「工事カルテ受領書の写し」を添付すること。

(4) 配置予定技術者選定にあたっての注意事項

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げ(入札辞退)を行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。

(5) その他

① 申請する書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 群馬県警察本部は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された資料は、返却しない。

④ 提出期限日以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
(ただし、資格審査において疑義が生じた場合、提出を求めるものは除く。)

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先

〒371-8580 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係

電話 (027) 243-0110(内線2214~2216)

8 別冊図面及び仕様書以外の詳細図面及び仕様書(金額抜き設計書)並びに現場説明書(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

(1) 閲覧期日及び閲覧方法

① 閲覧期間 令和 8 年 8 月 21 日 (金) ~ 令和 8 年 8 月 31 日 (月) までの
毎日

- ② 閲覧方法 ぐんま電子入札共同システムによる。

URL : <https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

上記方法に加え、下記要領でも閲覧を行う。

- ① 閲覧期間 令和 8 年 8 月 21 日 (金) ~ 令和 8 年 8 月 31 日 (月) までの
毎日、午前9時から午後4時まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く。)

- ② 閲覧場所 前記7(5)⑤に同じ。

- (2) 別冊図面及び仕様書並びに設計図書等に対する質問がある場合には、簡易な内容を除き書面
(様式は自由)により提出すること。

- ① 提出期間 令和 8 年 8 月 21 日 (金) ~ 令和 8 年 8 月 31 日 (月) までの
毎日、午前9時から午後4時まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く)

- ② 提出場所 前記7(5)⑤に同じ。

- (3) (2)により説明を求められたときは、令和 8 年 9 月 1 日 (火) までに説明を求めた者
に対し書面により回答する。

- (4) (3)の質問に対する書面の回答は、閲覧に供する。

- ① 閲覧期間 令和 8 年 8 月 21 日 (金) ~ 令和 8 年 9 月 4 日 (金) までの
毎日、午前9時から午後4時まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く)

- ② 閲覧場所 前記7(5)⑤に同じ。

9 現場説明会

行わない。

10 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札開始日時 令和 8 年 9 月 2 日 (水) 午前 9 時
(2) 入札書提出締切日時 令和 8 年 9 月 4 日 (金) 午後 4 時
(3) 内訳書開封予定日時 令和 8 年 9 月 4 日 (金) 午後 4 時 01 分から
(4) 開札予定日時 令和 8 年 9 月 7 日 (月) 午前 9 時 00 分から
(5) 入札執行場所 前記7(5)⑤に同じ。

11 入札方法等

- (1) 競争入札の方法 ぐんま電子入札共同システムによる入札
(2) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、群馬県財務規則、群馬県建設工事執行規程(昭和40年訓令甲第2号)及び群馬県競争入札心得の規定を守ること。
(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等の規定に抵触する行為をしないこと。
(4) 落札候補者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
(6) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
(7) 2回目の入札で落札候補者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

12 入札保証金 免除

13 契約保証

契約保証については、次の中から受注者が選択するものとする。

- ① 契約保証金の納付
- ② 金銭保証人(金融機関又は保証事業会社の保証)
- ③ 履行保証保険
- ④ 公共工事履行保証証券による保証(付保割合10%以上)
- ⑤ 利付国債若しくは地方債

14 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書をぐんま電子入札共同システムにより提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。
- (3) 工事費内訳書のファイル形式は一太郎、Word、Excel又はPDFによる。
- (4) 工事費内訳書は、返却しない。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (6) 諸経費の算出に当たっては、機器類及び鋼管柱の費用を含めずに算出すること。ただし、一般管理費率については、鋼管柱の費用を含めて算出すること。

15 開札

開札は、10に掲げる日時及び場所において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

16 入札の無効

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
 - ① 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - ④ 入札書の金額、氏名、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。
 - ⑤ ICカードを不正に使用した者の入札
 - ⑥ 14に規定する工事費内訳書の提出をしない者のした入札、又はその規定に従わない工事費内訳書を提出した者のした入札
 - ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

17 落札候補者の決定方法

開札後、落札を保留し、群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低入札価格で入札した者を落札候補者とする。

18 入札参加資格の審査と落札者の決定方法

落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があることが確認できれば、その者を落札者と決定し、落札者決定通知書により通知する。審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで行う。

入札参加資格がないと認めた者には、入札参加資格不存在通知書により、入札参加資格を満たさない項目および満たさない理由を通知する。

19 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、通知を行った日の翌日から起算して5日（群馬県の休日を定める条例（平成元年条例第16号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、群馬県警察本部に対して入札参加資格がないと認めた理由について、書面により、説明を求めることができる。

20 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める時は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること（別記様式4）。

21 請負契約書の作成

建設工事請負契約書により、契約書を作成するものとする。

22 支払条件

前金払	請 負 金 額 の 4 0 %
部分払	有（請負金額により、工期中1～4回）

23 火災保険を付することの要否

否

24 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無し

25 審査請求

本手続きにおいて入札参加資格がないと認められた者で、19に基づく回答に不服がある者は、「建設工事の入札・契約及び指名停止等措置に関する審査要領」の定めるところにより、群馬県警察本部長に対して再審査請求を行うことができる。

提出先 〒371-8580
群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係
電話 （027）243-0110（内線2214～2216）

26 契約条項等を示す場所

契約書及び入札を定めている県建設工事執行規程及び関係規則等については、次により閲覧できる。

- (1) 閲覧期間 令和 8 年 8 月 21 日（金）～令和 8 年 9 月 7 日（月）までの
毎日、午前9時から午後4時まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日及び正午から午後1時までの時間を除く）

- (2) 閲覧場所 〒371-8580
群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係
電話 （027）243-0110（内線2214～2216）

27 その他

- (1) 入札参加者は、群馬県競争入札心得を熟読し、これを遵守すること。
(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づいて指名停止措置を行うことがある。

- (3) 落札者は、7の資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (4) 落札決定後、監理技術者等を適正に配置しない場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 締結する契約書には、この契約に関し、請負人が、次のいずれかに該当したときは、請負人は、発注者の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として支払う旨の特約を含めて締結すること。
 - ① この契約に関し、請負人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は請負人が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負人に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - ② この契約に関し、請負人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (7) ぐんま電子入札共同システムは、土・日・祝日・年末年始（令和8年12月29日～令和9年1月3日）は稼働しない。また、群馬県警察本部も同期間は閉庁となるため留意すること。

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸 山 潤 あて

〒
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

令和 8 年 8 月 21 日付けで入札公告のありました交 通 信 号 機 改 良 工 事
(対照番号 1224 号)に係る入札に参加を希望するとともに、参加資格について確認されたく申請します。

ついては、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格確認資料及び添付書類の内容については事実と相違ないことを
誓約します。

記

- | | | | | |
|---|------------------------------|------|---|-------|
| 1 | 地方自治法施行令第 167 条の 4 (成年被後見人等) | 該当する | ・ | 該当しない |
| 2 | 群馬県財務規則第 170 条第 2 項 (入札参加制限) | 該当する | ・ | 該当しない |
| 3 | 県からの指名停止の有無 | 該当する | ・ | 該当しない |
| 4 | 会社更生法・民事再生法に基づく手続開始の申立て | 該当する | ・ | 該当しない |
| 5 | 人的関係の確認 (役職名・役員名を記載) | | | |

- | | | | | |
|----|-----------------------------------|------|---|-------|
| 6 | 群馬県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所の有無 | 該当する | ・ | 該当しない |
| 7 | 入札説明書 6 (8)に定める施工実績を記載した書面 | | | |
| 8 | 入札説明書 6 (9)に定める配置予定技術者の資格等を記載した書面 | | | |
| 9 | 入札説明書 7 (2)に定める経営規模等評価結果通知書の写し | | | |
| 10 | 7, 8 を補足するための資料 | | | |

(別記様式 2)

同種の工事の施工実績

会社名:

同 種 工 事 の 条 件		交通信号機関連工事
工 事 名 称 等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都県名・市町村名・地先名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日、ヵ月
	発 注 形 態 等	単体・JV(出資比率 %)
工 事 概 要 等	規模・延長等	
	工 事 内 容	
	使用主機材 ・ 数 量	
	施 工 条 件	
確認資料(該当するほうに○)		
JCIS検索システムのCORINS登録番号		契約書の写し

監理(主任)技術者等の資格・工事経験

会社名:

配置予定技術者の 従事役職・氏名		
最終学歴		
法令等による免許		
同種工事の条件		
同 種 工 事 経 歴 の 概 要	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	(都道府県名・市町村名・地先名)
	契約金額	
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日、 ヶ月
	従事役職	現場代理人・監理(主任)技術者 ※該当する役職に○をつけること
	工事内容	※ 公告において明示した参加資格が判断できる必要最小限の具体的項目を設定すること。
	施行条件等	
雇用の状況		申請日前3ヶ月以上の雇用継続
確認資料(該当するほうに○)		
JCIS検索システムのCORINS登録番号		契約書の写し

申請時における他工事の従事状況	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名・地先名)
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日、 ヶ月
	従 事 役 職	現場代理人・監理(主任)技術者 ※該当する役職に○をつけること
	落札後の配置 予定技術者の 対応措置	

※ この様式に記入したファイルを添付し、群馬電子入札共同システムにより提出すること。

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸 山 潤 あて

〒
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名:

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

- ・発生するおそれのある事象(※): (例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰
- ・上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: (例) 報道等のURLを記載又はファイルを添付

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

- ・発生するおそれのある事象(※): (例) 〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足
- ・上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: (例) 報道等のURLを記載又はファイルを添付

その他連絡事項(空欄可)(自由記述:上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(※) 天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- 注 1 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から契約締結までに提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)
- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等(スライド条項の運用基準等を含む。)に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

質 問 ・ 回 答 書

令和 年 月 日

群馬県警察本部長 丸 山 潤 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、令和 8 年 8 月 21 日付けで条件付き一般競争入札公告のありました
交 通 信 号 機 改 良 工 事 (対照番号 1224 号) について、下記のとおり
質問がありますので回答してください。

記

質問事項(複数の質問事項がある場合は、適宜別紙を使用のこと。)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

回 答 (質問事項に応じて、適宜別紙を使用のこと。)

回答日令和 年 月 日、担当者名

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

注) 郵送の場合は、配達証明扱い以上の措置をとり、所定の期限内に到達したもののみを認める。

工 事 費 内 訳 書

工 事 名 交通信号機改良工事（対照番号 1224 号）
工 事 場 所 高崎市矢中町317－19 ほか 9箇所

住 所
会 社 名
氏 名

項 目	数 量	単 位	単 価	金 額	構 成 比	摘 用
1 機器費	一 式				%	
2 柱類	一 式				%	
3 材料費	一 式				%	
4 労務費	一 式				%	
5 交通誘導員費	一 式				%	
6 直接工事費	一 式					
7 諸経費対象金額	一 式					
8 諸経費	一 式				%	
内訳 ① 共通仮設費	1	式				
② 現場管理費	1	式				
うち建退共制度の掛金	1	式				
工事原価のうち現場 労働者の法定福利費 の事業主負担額	1	式				
工事原価のうち安全 衛生経費	1	式				
③ 一般管理費	1	式				
工 事 費 計					100.0 %	

注1 入札書の金額と工事費計が必ず同じ金額であること。

交通信号機工事場所一覧表

○対照番号:1224

○工事名称:交通信号機改良工事

○工事場所:高崎市矢中町317-19 ほか 9箇所

路線名	告示	工事場所	工事概要
市道	高崎署 273号	高崎市矢中町317-19	信号灯器LED化
主要地方道 高崎駒形線	高崎署 344号	高崎市矢島町742	制御機更新 柱の建替
県道 元島名倉賀野線	高崎署 359号	高崎市矢中町673-3	制御機更新 柱の建替
市道	高崎署 463号	高崎市柴崎町1139-2	制御機更新
市道	高崎署 423号	高崎市上中居町190-1	信号灯器等LED化
市道	高崎署 449号	高崎市矢島町51-1	系統化
主要地方道 前橋長瀬線	高崎署 475号	高崎市上滝町699-1	制御機更新
市道	高崎署 493号	高崎市宿大類町900-1	制御機更新 信号柱の建替
市道	高崎署 504号	高崎市下中居町252	制御機更新
市道	高崎署 510号	高崎市倉賀野町6303	制御機更新

設 計 内 訳 書

○ 工事名称：交通信号機改良工事 ○ 工事場所：高崎市矢中町317-19 ほか 9箇所

(対照番号 1224)

(_____)

設 計 額

内 訳

名 称	内 容	数 量	単 価	金 額	摘 要
高崎市矢中町317-19		1 交差点			
高崎市矢島町742		1 交差点			
高崎市矢中町673-3		1 交差点			
高崎市柴崎町1139-2		1 交差点			
高崎市上中居町190-1		1 交差点			
高崎市矢島町51-1		1 交差点			
高崎市上滝町699-1		1 交差点			
高崎市宿大類町900-1		1 交差点			
高崎市下中居町252		1 交差点			
高崎市倉賀野町6303		1 交差点			
交 差 点 計		10 交差点			
	交通誘導員A	6.0			
	交通誘導員B	52.0			
	(交通誘導員計)	1 式			
	工事費計				
現 場 発 生 品		数 量			
I 類 【コンクリート塊(単位 m ³)】		3.5			
II 類 【アスファルト(単位 m ³)】		0.1			
III 類 【鉄 く ず(単位 t)】有価		2.489			
IV 類 【アルミニウム古くず(単位kg)】有価		18			
V 類 【ケーブル類重量(単位kg)】有価		194			
VI 類 【そ の 他(単位 m ³)】		0.2			
発生材処分費		1 式			
諸経費内訳 (機 器 費)					
(鋼 管 柱)					
諸 経 費 対 象 額					
共 通 仮 設 費 計					
共 通 仮 設 費					
共 通 仮 設 費 補 正					
現 場 管 理 費					
一 般 管 理 費 (鋼管柱含む)					
一般管理費補正 (契約保証)					
諸 経 費 計					
直接工事費					
合 計					
消費税相当額		10%			
総 計					

設計内訳書

No.1 【 高崎署273号 / 高崎市矢中町317-19 】

(对照番号 1224)

[illegible]

設計内訳書

No.2 【 高崎署344号 / 高崎市矢島町742 】

(对照番号 1224)

[illegible]

設計内訳書

No.3 【 高崎署359号 / 高崎市矢中町673-3 】

(对照番号 1224)

[illegible]

設計内訳書

No.4 【 高崎署463号 / 高崎市柴崎町1139-2 】

(对照番号 1224)

[illegible]

設計内訳書

No.5 【 高崎署423号 / 高崎市上中居町190-1 】

(对照番号 1224)

[illegible]

設計内訳書

No.6 【 高崎署449号 / 高崎市矢島町51-1 】

(对照番号 1224)

[illegible]

設計内訳書

No.7 【 高崎署475号 / 高崎市上滝町699-1 】

(对照番号 1224)

[illegible]

設計内訳書

No.8 【 高崎署493号 / 高崎市宿大類町900-1 】

(对照番号 1224)

[illegible]

設計内訳書

No.9 【 高崎署504号 / 高崎市下中居町252 】

(对照番号 1224)

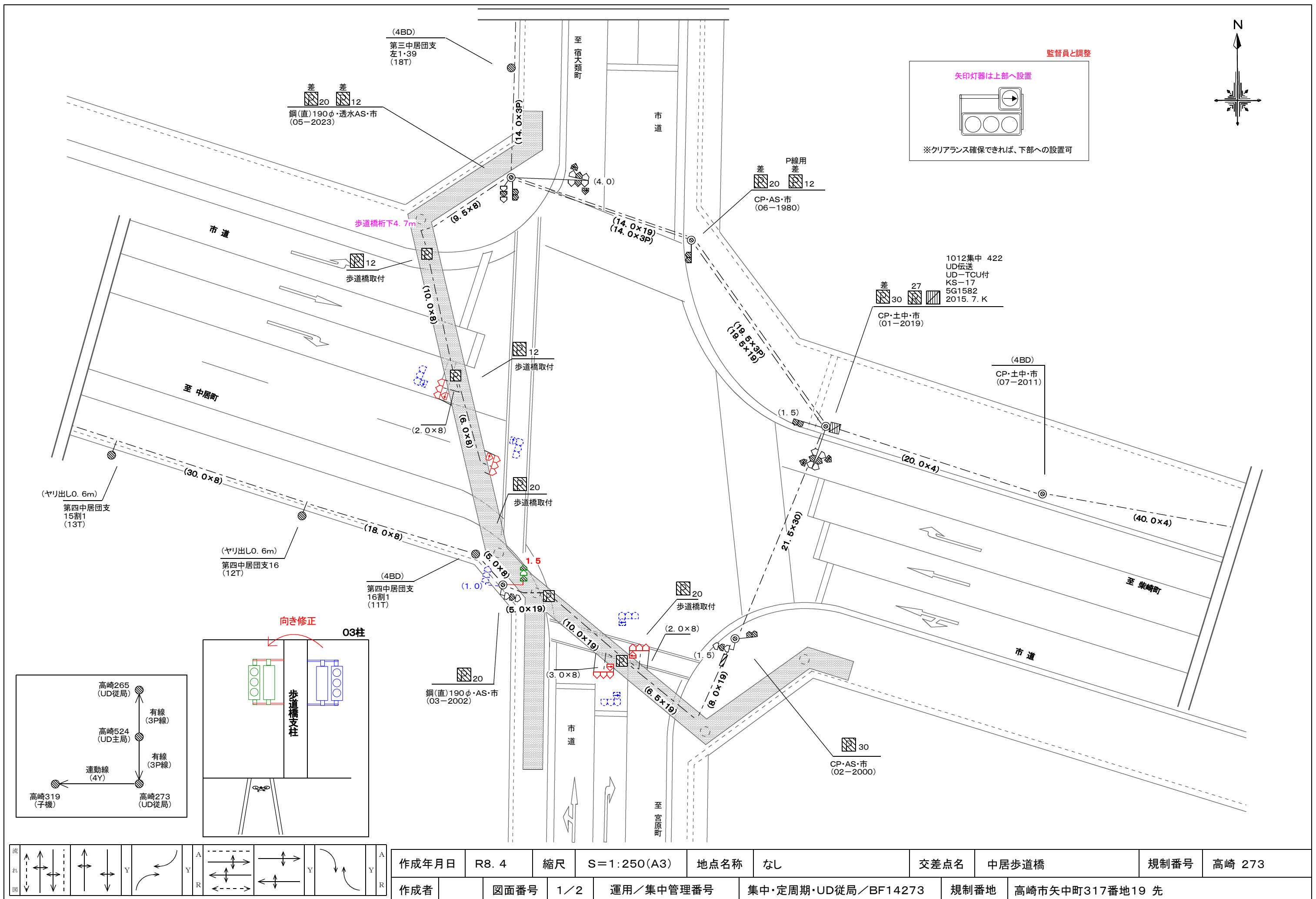
[illegible]

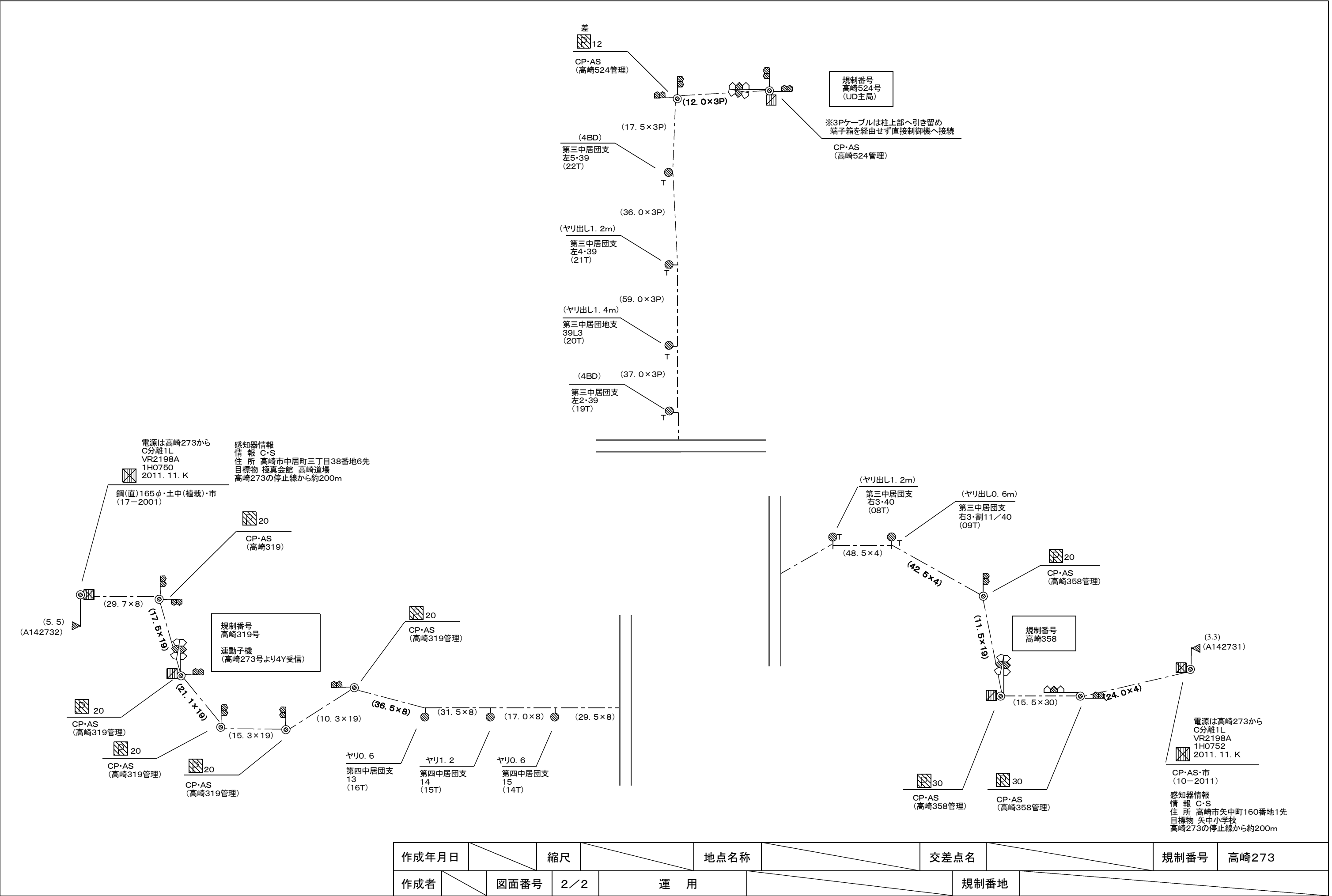
設計内訳書

No.10 【 高崎署510号 / 高崎市倉賀野町6303 】

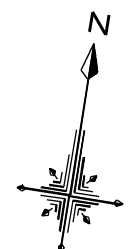
(对照番号 1224)

[illegible]

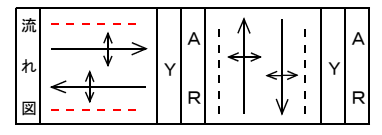
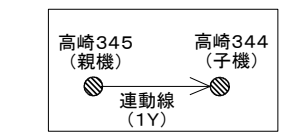
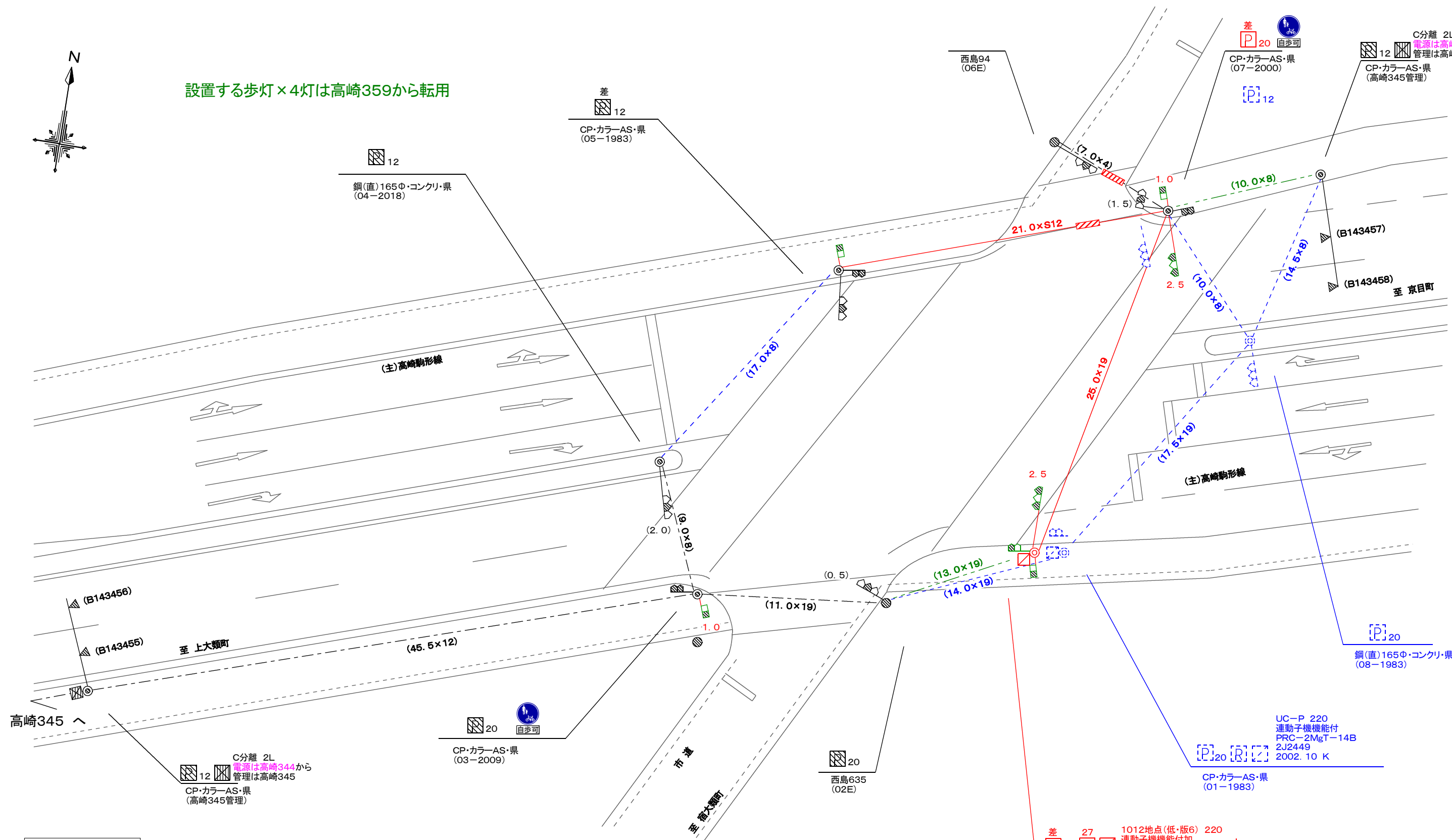




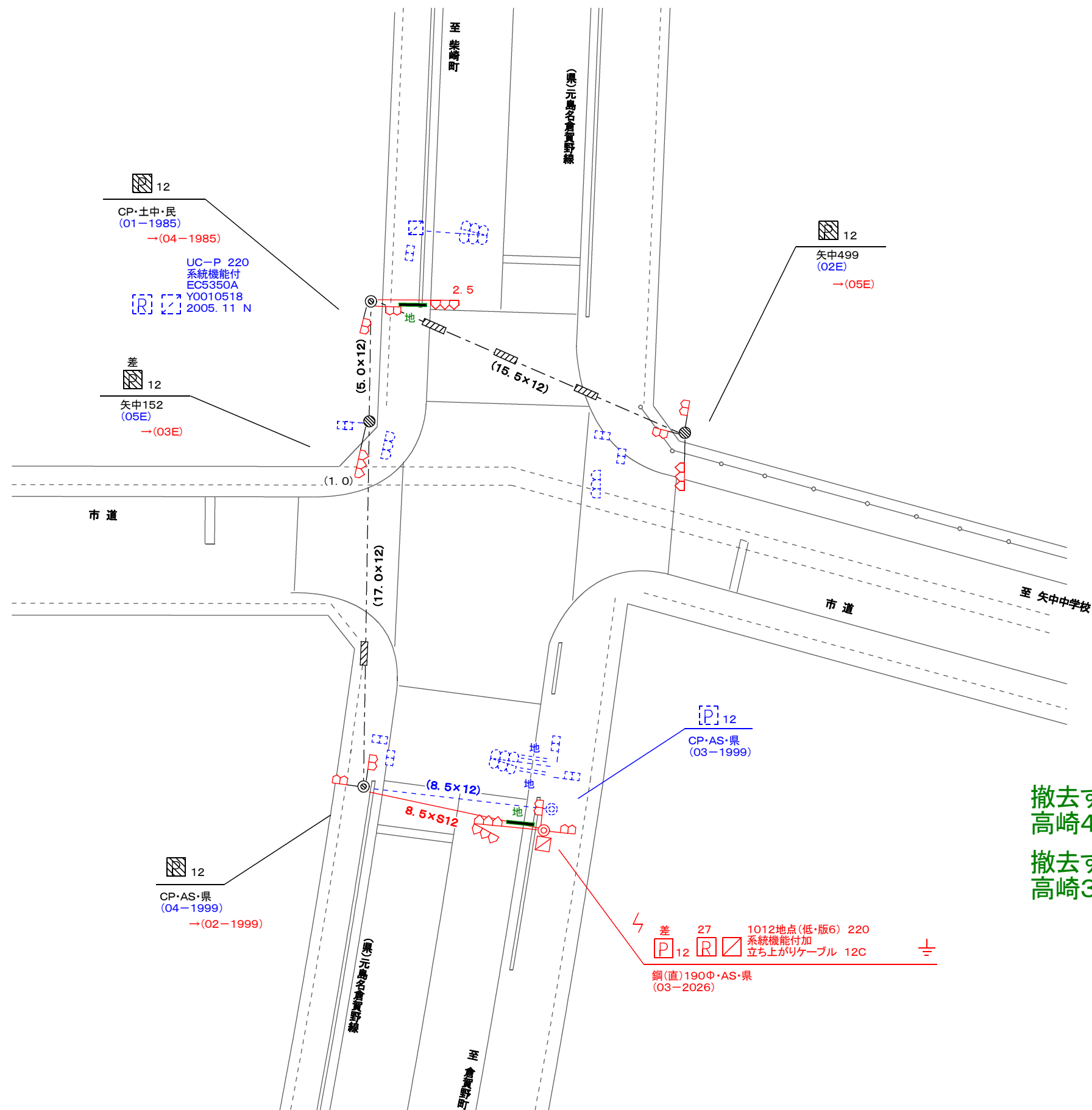
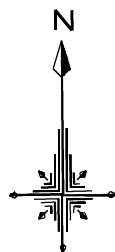
作成年月日		縮尺		地点名称		交差点名		規制番号	高崎273
作成者		図面番号	2/2	運 用		規制番地			



設置する歩灯×4灯は高崎359から転用



作成年月日	R8. 4	縮尺	S=1:250(A3)	地点名称	なし	交差点名	山王入口	規制番号	高崎 344
作成者		図面番号	1/1	運用/集中管理番号	集中・定周期・連動子機	規制番地	高崎市矢島町742番地先		



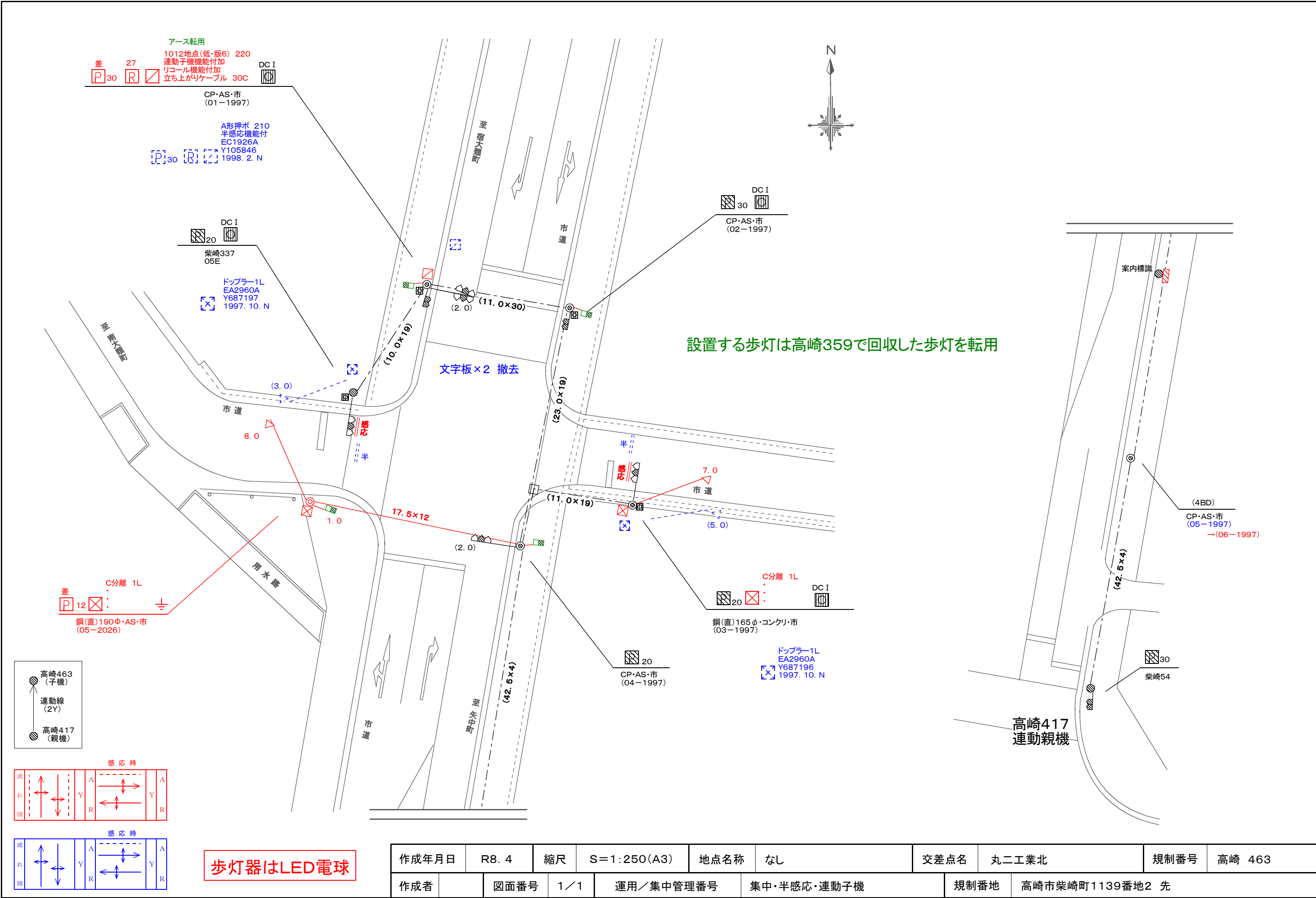
撤去する歩灯×4は
高崎463へ転用
撤去する歩灯×4は
高崎344へ転用

系統エリア	
●	高崎184
●	高崎494
●	高崎359
●	高崎192
●	高崎161

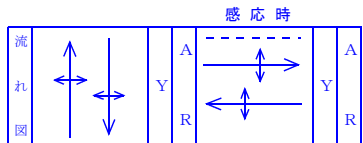
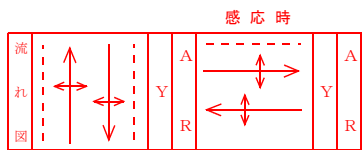
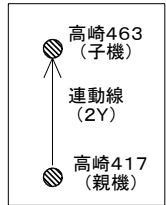
流	れ	図	↑	↓	↑	↓	A	Y	R	↑	↓	↑	↓	A	Y	R
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

歩灯器はLED電球

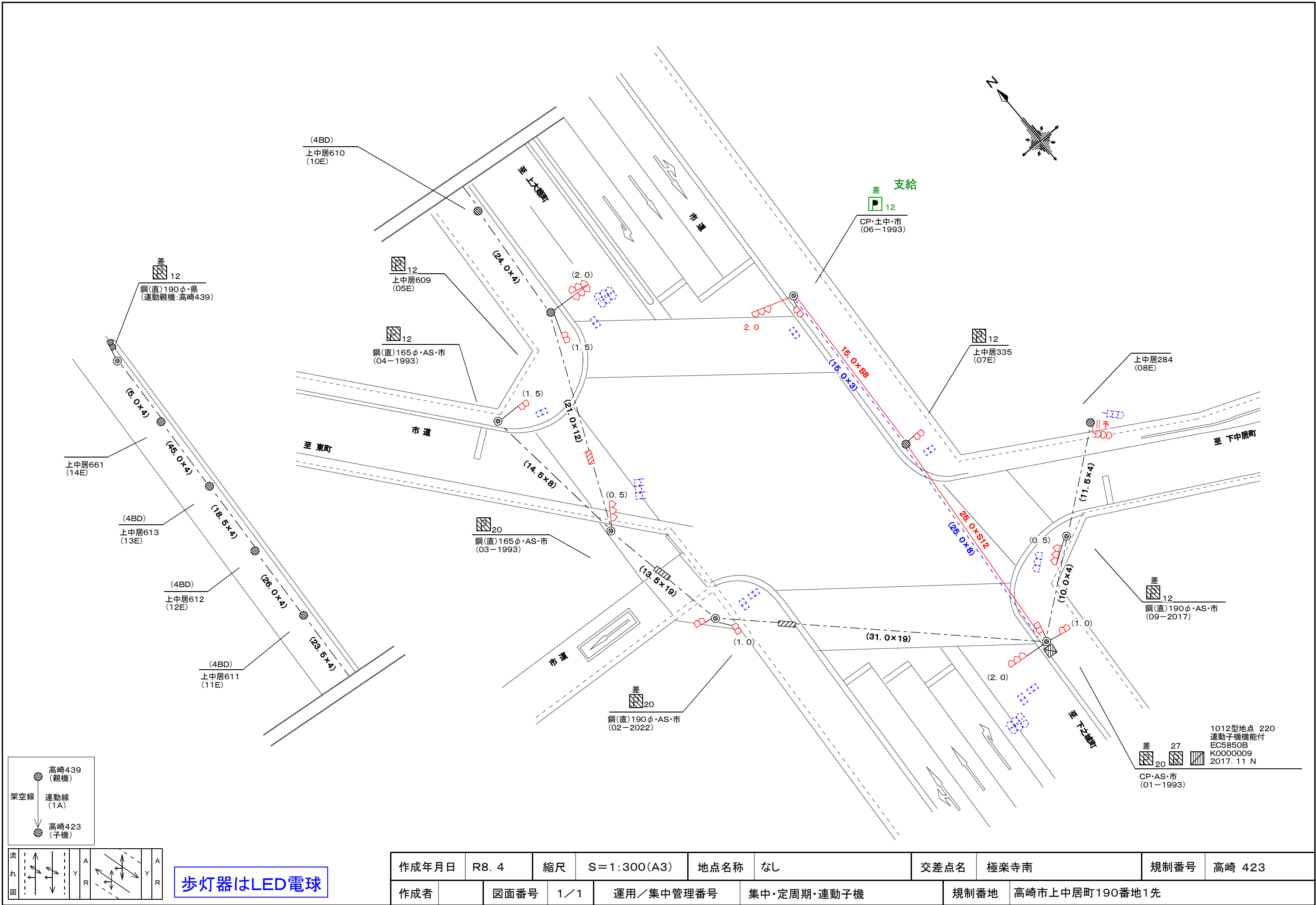
作成年月日	R8. 4	縮尺	S=1:200(A3)	地点名称	矢中中学校前	交差点名	矢中中学校入口	規制番号	高崎 359
作成者		図面番号	1/1	運用／集中管理番号	系統・定周期	規制番地	高崎市矢中町673番地3 先		



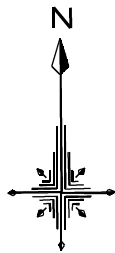
歩灯器はLED電球



作成年月日	R8. 4	縮尺	S=1:250(A3)	地点名称	なし	交差点名	丸二工業北	規制番号	高崎 463
作成者		図面番号	1 / 1	運用／集中管理番号	集中・半感應・連動子機	規制番地	高崎市柴崎町1139番地2 先		



作成年月日	R8. 4	縮尺	S=1:300(A3)	地点名称	なし	交差点名	極楽寺南	規制番号	高崎 423
作成者		図面番号	1 / 1	運用／集中管理番号	集中・定周期・連動子機	規制番地	高崎市上中居町190番地1先		



1012地点 220
系統機能付加
端末改造調整費
定数設定費
EC6050G
K0000217
2024. 12 N
差 12 27
CP・AS・市
(01-1996)

12
群工団618
(02E)

(4BD)
群工団185
(03E)

12
CP・AS・市
(04-1996)

CP・AS・市
(05-1996)

至
宿大類町

至
元島名町

市道

(13.5×4)

(8×0.81)

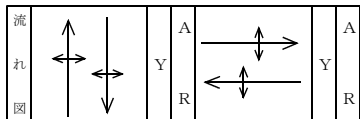
(17.5×8)

(10.5×8)

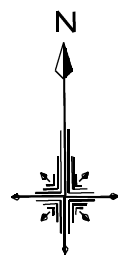
(3.5)

(3.5)

(2.0)



作成年月日	R8. 5	縮尺	S=1:200(A3)	地点名称	なし	交差点名	矢島町	規制番号	高崎 449
作成者		図面番号	1/1	運用／集中管理番号	単独・定周期	規制番地	高崎市矢島町51番地1先		



縦型灯器 回収

光ビーコン 2L
電源は信号機から
VR5123
5F0262
2005. 12 K

CP・AS・県
(07-2009)

1012地点(低・版6) 222
矢印現示 2現示追加
右折感応機能付加
系統機能付加(時刻修正機能)
立ち上がりケーブル 30C

P線用 12
差 27
[P] 30 [R] 27

CP・AS・県
(01-2001)

UC-P 222
右折ギャップ機能付
PRC-2T-14
1A0231
2001. 01 K

(P線用/4BD)
12

CP・AS・県
(07-2001)

(主)高崎伊勢崎線

至 高崎市下大須町

光ビーコン 1L
電源は信号機から
VR5124
5F0264
2005. 12 K

12

CP・AS・県
(06-2001)

光ビーコン 2L
電源は信号機から
VR5123
5F0266
2005. 12 K

CP・AS・県
(08-2009)

(P線用/4BD)
20

CP・AS・県
(02-2001)

光ビーコン 1L
電源は信号機から
U-TTR付
VR5124
5E5124
2005. 12 K

20

CP・AS・県
(03-2001)

国鉄田代線
(高崎-上野間)

至 玉村町

(主)高崎伊勢崎線

画像感知器
電源は信号機から
VR1923
0F0523
2010. 12 K

20

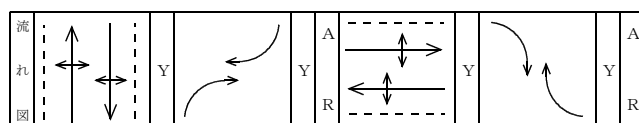
CP・AS・県
(04-2001)

12 P線用 12

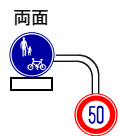
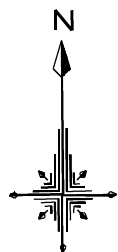
CP・AS・県
(05-2001)

系 統

- 高崎478
- 高崎476
- 高崎475
- 高崎501



作成年月日	R8. 4	縮尺	S=1:300(A3)	地点名称	上滝町	交差点名	上滝町	規制番号	高崎 475
作成者		図面番号	1/1	運用/集中管理番号	系統・定周期	規制番地	高崎市上滝町699番地1 先		



差
P₁₂
鋼(直)190Φ・土中・市
(03-2026)

[P]₁₂
CP・土中・市
(05-2002)
サビ汁

C分離 1L
EA3161A
Y661371
2002. 4 N
宿大類273
(03E)

(4BD)
宿大類221
(04E)

CP・AS・市
(06-2002)

(3. 0) (0. 5)
(23. 0×19)

19. 0×S12
(24. 0×8)

(12. 0×3)
(3. 0)

(7. 8)

至 元島名町

(2. 0)

(17. 5×19)

20
CP・AS・市
(07-2002)

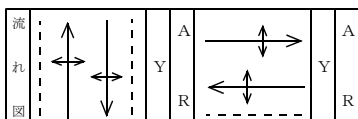
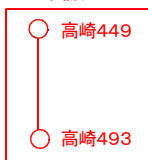
C分離 2L
EA3161B
Y662253
2002. 4 N
DCII

差
P₁₂ R₂₇
1012地点(低・版6) 220
系統機能付加
立ち上がりリケーブル 12C
CP・土中・市
(01-2002)

UC-P 220
リコール機能付
EC5250A
Y731563
2002. 7 N
DCII

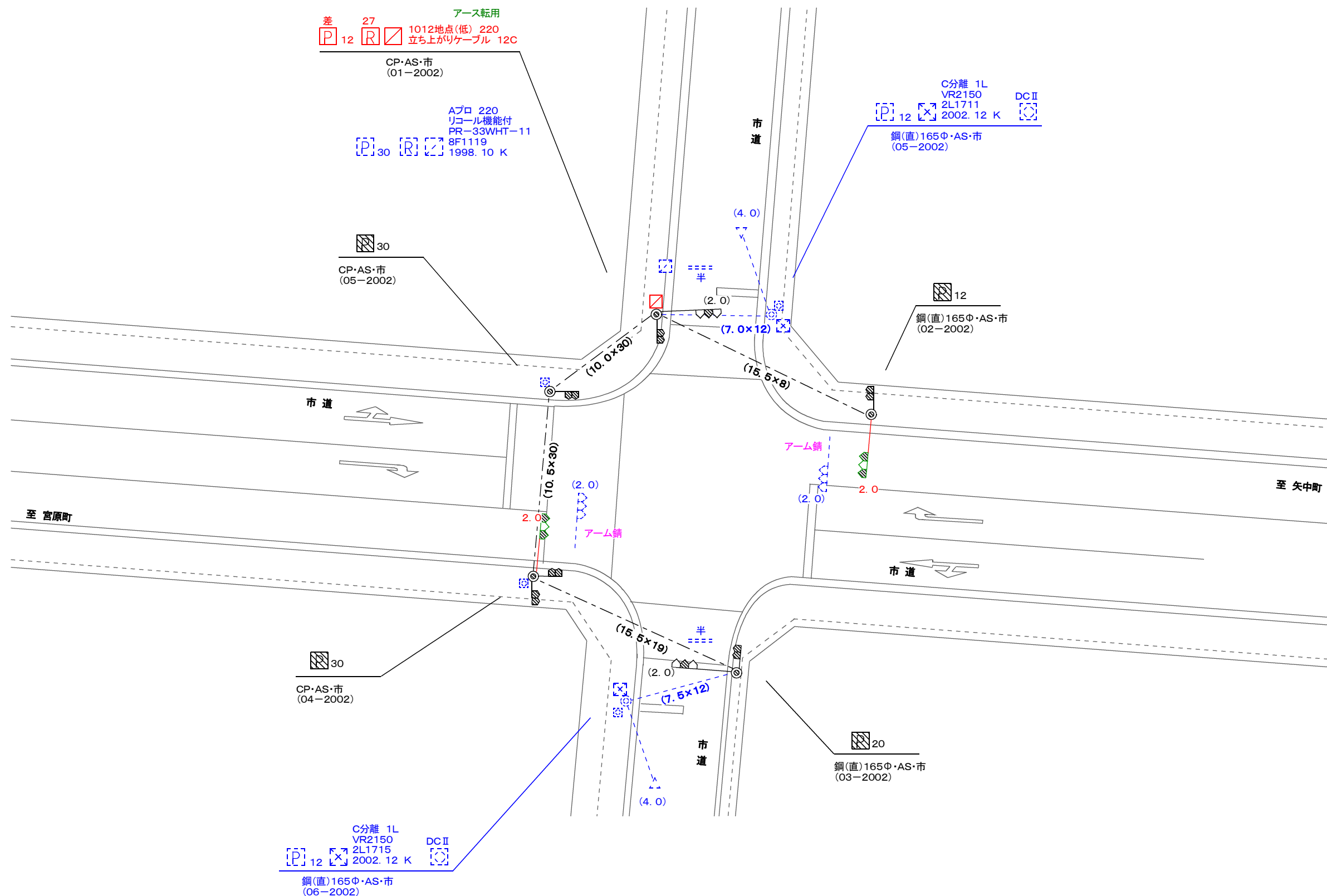
[P]₃₀ [R]

系統化



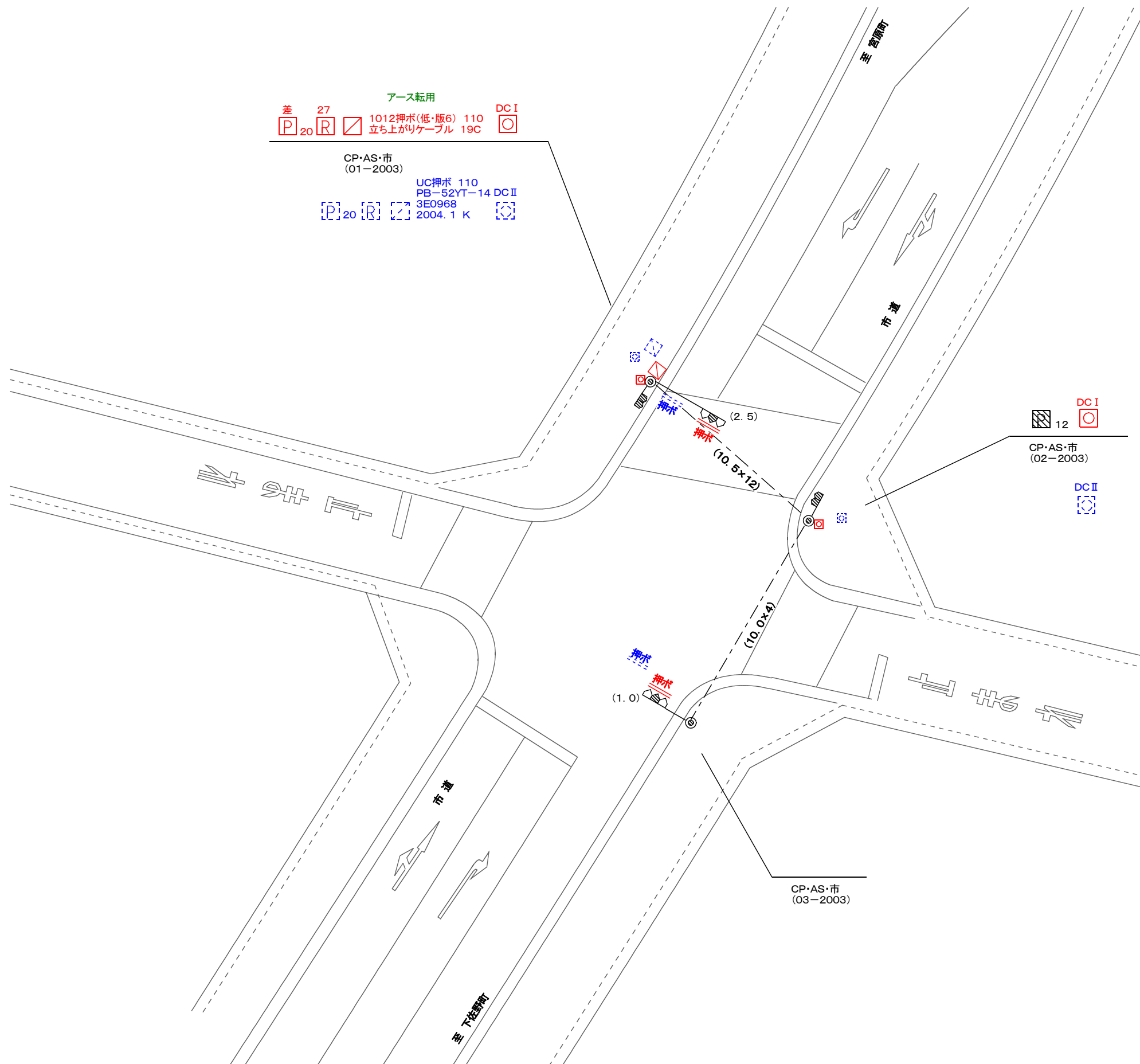
半感应廃止:令和 年 月 日 時 分

作成年月日	R8. 4	縮尺	S=1:250(A3)	地点名称	なし	交差点名	宿大類町東	規制番号	高崎 493
作成者		図面番号	1/1	運用/集中管理番号	系統・定周期	単独・半感应	規制番地	高崎市宿大類町900番地1 先	



流れ		Y	A		Y	A
図		R		R		R

作成年月日	R8. 4	縮尺	S=1:250(A3)	地点名称	なし	交差点名	あらいクリニック東	規制番号	高崎 504
作成者		図面番号	1/1	運用／集中管理番号	単独・定周期	単独・半感応	規制番地	高崎市下中居町252番地先	



作成年月日		R8. 4		縮尺		S=1:200(A3)		地点名称		なし		交差点名		フィオーレ南東		規制番号		高崎 510	
作成者				図面番号		1/1		運用/集中管理番号		単独・押ボタン		規制番地		高崎市倉賀野町6303番地先					